

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都港区芝一丁目7番17号

氏名 日本環境安全事業株式会社
代表取締役 矢尾板 康夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成22年10月 3日

許可の有効年月日 平成27年10月 2日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：処分（中間処理）
- (2) 処分の方法と取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
 - ア 分解： 廃ポリ塩化ビフェニル等
ポリ塩化ビフェニル処理物
 - イ 洗浄： ポリ塩化ビフェニル汚染物
ポリ塩化ビフェニル処理物

(以上2種類)

(以上2種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：江東区青海三丁目地先

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
分解	廃ポリ塩化ビフェニル等	2.0 t/日	2.0 t/日	平成17年6月24日		
	ポリ塩化ビフェニル処理物	2.0 t/日				
分解	廃ポリ塩化ビフェニル等	0.3kg/日	0.3kg/日	平成17年6月24日	産施第274号	平成16年6月1日
	ポリ塩化ビフェニル処理物	0.3kg/日				
洗浄	ポリ塩化ビフェニル汚染物	9.13 t/日	9.13 t/日	平成17年6月24日		
	ポリ塩化ビフェニル処理物	9.13 t/日				

3 許可の条件

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (2) 中間処理は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成17年10月 3日 新規許可
平成22年10月 3日 更新許可 第1回

5 許可の申請がされた日における規則第10条の16第2項の規定により準用する規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)



東京都